

香川県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第67号

香川県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

香川県職員退職手当条例施行規則（平成18年香川県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>(基礎在職期間)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 条例第5条の2第4項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p><u>(懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がない場合における退職手当管理機関)</u></p> <p><u>第7条 条例第9条第2号本文に規定する規則で定める機関は、職員の退職の日において当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職）の任命権を有する機関とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年香川県条例第16号）附則第16項第2号及び第19項に規定する規則で定める利率は、附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率とする。</u></p> <p>附則別表</p> <table border="1" data-bbox="208 1410 1111 1445"><tr><td>平成13年3月31日以前</td><td>年5.5パーセント</td></tr></table>	平成13年3月31日以前	年5.5パーセント	<p>(基礎在職期間)</p> <p>第2条 条例第4条の3第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1) 条例第5条の2第6項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p><u>(その者の非違により退職した者)</u></p> <p><u>第7条 条例第6条第2項第2号に規定する規則で定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>2 略</p>
平成13年3月31日以前	年5.5パーセント		

平成13年4月1日から平成17年3月31日まで	年4.0パーセント
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	年1.6パーセント
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	年2.3パーセント
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	年2.6パーセント
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	年3.0パーセント
平成21年4月1日以後	年3.2パーセント

附 則

この規則は、公布の日から施行する。